

第二百十号議案

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の見出し中「開催」を「開催等」に改め、同項中「平成三十二年七月一日」を「令和二年七月一日」に、「同年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間の変更等に伴い、宿泊税の課税免除期間を延長する必要がある。